

第76回

定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日▶2021年3月31日

開催
日時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時

開催
場所

群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール

議決権行使期限

当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので

2021年6月24日(木曜日)午後5時まで

に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

4名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	12
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

MITSUBA

株式会社 ミツバ

証券コード 7280

証券コード 7280
2021 年 6 月 9 日

株 主 各 位

群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株 式 会 社 ミ ツ バ
代表取締役社長 北 田 勝 義

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている状況にありますので、株主さまには、本定時株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

【株主さまへのお願い】

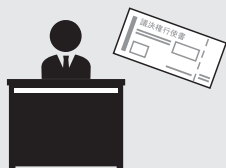
本定時株主総会（以下、本総会）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置が求められている中での開催となります。このため、当社といたしましては、以下の対応をすることとなりますので、ご了承、ご協力をお願い申し上げます。

1. 議決権の行使は事前に郵送またはインターネット等で行い、本総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
2. 本総会にご出席される場合は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
着用されない場合は、ご出席をお断りさせていただく場合があります。
3. 会場受付および会場入口にアルコール消毒液を配備いたします。
4. 会場受付付近にて検温のご協力をお願い申し上げます。
発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合があります。
5. 本総会の出席役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をいたします。
6. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご入場・ご着席いただけない場合があります。
7. 今後の状況により本総会の運営に大きな変更、その他本総会開催上の注意事項等が生じた場合には、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>)に掲載させていただきます。

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

2021年 6月25日
(金曜日) 午前10時

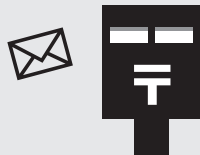
当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限りします）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会にご出席されない方

▶ 郵送



行使期限

2021年 6月24日
(木曜日) 午後5時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット



行使期限

2021年 6月24日
(木曜日) 午後5時
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までにご行ってください。

インターネットによる行使方法の詳細は**次頁**をご覧ください

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席される株主さまとご欠席される株主さまの公平性を勘案し、お土産の配布はいたしません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mitsuba.co.jp/>）に掲載させていただきます。

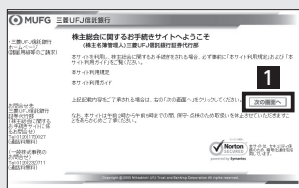


インターネットによる行使方法

2021年6月24日（木曜日）午後5時行使分まで

■ パソコンによる方法

1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufg.jp/>)

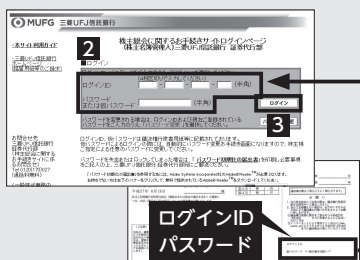


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



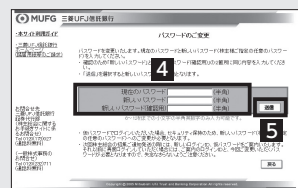
2 ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録



4 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄および「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ スマートフォンによる方法



「ログイン用 QR コード」を読み取っていただくことで、「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選択
- 3 各議案の賛否を選択

議決権行使書副票（右側）

「ログイン用 QRコード」はこちら



議決権行使方法の選択

会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合

会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

議決権行使方法の選択

議案別賛否入力

以下の議案について賛否をご入力ください。

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

2回目以降のログインの際は…前頁のパソコンによる方法に従ってログインしてください。

セキュリティの観点から2回目以降のログインの際は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	北田 勝義	再任 代表取締役社長 社長執行役員 事業統括 品質保証管掌	11回／11回
2	武 信幸	再任 代表取締役 副社長執行役員 管理統括 経営企画統括	11回／11回
3	杉山 雅彦	再任 取締役 常務執行役員 財務統括	11回／11回
4	駒形 崇	再社任外 社外取締役	6回／6回

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
2. 就任後開催の取締役会の出席状況を記載しております。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株 式 数
1	きた だ かつ よし 北 田 勝 義 (1953年9月3日生) (再任)	1976 年 4 月 当社入社 2007 年 4 月 当社執行役員に就任 2015 年 4 月 当社常務執行役員に就任 2019 年 4 月 当社副事業統括 2020 年 4 月 当社社長執行役員に就任 現在に至る 2020 年 4 月 当社事業統括、品質保証管掌 現在に至る 2020 年 6 月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る	22,600株
【取締役候補者とした理由】 候補者北田勝義氏は、2020年6月から当社代表取締役社長を務めており、当社経営の指揮および監督を適切に行っております。また、同氏は、当社グループにおいて主に事業・開発の業務に従事し、主力事業を牽引してきた経験と実績を有しております。これらのことからその能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
2	たけ のぶ ゆき 武 信 幸 (1957年5月8日生) (再任)	1981 年 4 月 当社入社 2011 年 4 月 当社執行役員に就任 2017 年 4 月 当社常務執行役員に就任 2019 年 4 月 当社経営企画・環境管理統括 2019 年 4 月 当社情報システム統括 2020 年 4 月 当社副社長執行役員に就任 現在に至る 2020 年 4 月 当社経営企画統括、環境管理統括、 総務・人事統括、財務統括 2020 年 6 月 当社代表取締役に就任 現在に至る 2021 年 4 月 当社管理統括、経営企画統括 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オフィス・アドバン 代表取締役社長	18,100株
【取締役候補者とした理由】 候補者武信幸氏は、2020年6月から当社代表取締役を務めており、当社経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の構築を実効的に進めております。また、同氏は、当社グループにおいて主に財務・総務・人事の業務に従事し、財務・総務・人事施策の推進に不可欠な能力を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すざやままさひこ 杉山雅彦 (1963年7月29日生) (再任)	1986年4月 株式会社横浜銀行入行 2005年10月 同行上溝支店長 2011年5月 同行融資部副部長 2016年4月 同行理事戸塚支店長 2017年4月 同行執行役員厚木支店長 2017年4月 同行県央ブロック営業本部長 2019年4月 同行執行役員 中部地域本部長 営業本部副本部長 2020年5月 当社入社 当社常務執行役員に就任 現在に至る 2020年5月 当社財務担当 2020年6月 当社取締役役に就任 現在に至る 2021年4月 当社財務統括 現在に至る	1,500株
【取締役候補者とした理由】 候補者杉山雅彦氏は、2020年6月から当社取締役に務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、金融機関の業務を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	こまがた 駒形 崇 (1976年5月6日生) (再任) (社外)	1999年4月 株式会社住友銀行入行 2000年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 2002年11月 野村證券株式会社入社 2006年10月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社 2009年2月 丸の内キャピタル株式会社入社 2011年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社入社 同社ディレクター 2015年1月 同社マネージングディレクター 2019年12月 同社取締役役に就任 投資部門共同部門長 現在に至る 2020年9月 当社取締役役に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 候補者駒形崇氏は、2020年9月から当社社外取締役を務めており、当社経営の監督を適切に行っております。また、同氏は、投資ファンド運営会社および大手金融機関での業務経験から、金融や企業経営について豊富な経験と高い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その豊富な経験とグローバルかつ多様な視点に基づいた監督・アドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりです。
候補者武信幸氏は、株式会社オフィス・アドバンの代表取締役であり、同社は当社との間で業務委託等の取引関係があります。
候補者駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合は、当社との間で種類株式の発行に関して引受契約を締結しており、当該契約に基づきA種類株式15,000株およびC種類株式5,000株を保有しております。
2. その他候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3. 候補者駒形崇氏は社外取締役候補者であります。
- ①社外取締役候補者とする理由につきましては、前頁の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
 - ②駒形崇氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9ヶ月間であります。
 - ③駒形崇氏は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより、当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - ④駒形崇氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ⑤駒形崇氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑥当社と駒形崇氏との間には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。駒形崇氏の選任議案が承認可決された場合、当社は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年4月に当該契約を更新しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（25頁を参照）に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、いずれの取締役候補者も当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役段谷繁樹氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
だん 谷 繁 樹 (1948年9月9日生) (再任) (社外) (独立)	1971年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 2006年1月 同社執行役員 兼 非鉄金属部長 2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員に就任 2016年6月 同社副会長執行役員に就任 2017年6月 当社取締役(監査等委員)に就任 現在に至る 2018年4月 双日株式会社顧問に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 双日株式会社 顧問	9,000株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 候補者段谷繁樹氏は、2018年4月から監査等委員である取締役(独立社外取締役)を務めており、当社経営の監督を適切に行っております。また、同氏は、総合商社において代表取締役を務めるなど企業経営について豊富な経験と高い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から監督・アドバイスを行っていただくことが期待されるため、監査等委員である取締役(独立社外取締役)として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 候補者段谷繁樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者段谷繁樹氏は、社外取締役候補者であります。
①社外取締役候補者とした理由につきましては、上記の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
②段谷繁樹氏は、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
③当社は、段谷繁樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
④段谷繁樹氏は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
⑤段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
⑥段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
⑦当社と段谷繁樹氏の間には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。段谷繁樹氏の選任議案が承認可決された場合、当社は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
3. 当社は、改正会社法(2021年3月1日施行)第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年4月に当該契約を更新しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告(25頁参照)に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者段谷繁樹氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、世界経済に深刻な打撃を与えました。年度半ばには、一部持ち直しの動きは見られたものの、長引く各国の入国制限や欧州主要国におけるロックダウン（都市封鎖）などの影響もあり、経済活動の停滞が長期化しました。また、年度後半には同感染症のワクチン投与が開始されたものの、感染の収束は見通せず、加えて変異株が出現するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては、2020年のグローバル四輪車販売が暦年で77,661千台（前年比14.0%減）となりました。米国は同感染症の影響および半導体供給ひっ迫等の影響により、暦年で14,577千台（前年比14.5%減）と2年連続で前年を下回りました。欧州は同感染症によるロックダウンの影響で、暦年で11,573千台（前年比24.6%減）と2年ぶりに前年を下回りました。中国は同感染症の影響による減少はあったものの、販売補助金等の消費刺激策が奏功し、暦年で25,272千台（前年比1.9%減）とマイナス幅は小幅にとどまりましたが、3年連続で前年を下回りました。日本は同感染症の影響および半導体供給ひっ迫等の影響により、2020年度は4,657千台（前年度比7.6%減）と2年連続で前年を下回りました。登録車は2,899千台（前年度比8.9%減）で4年連続の減少、軽自動車は1,758千台（前年度比5.3%減）と2年連続の減少となりました。

また、グローバル二輪車販売は、最大市場であるインドが同感染症の影響により、暦年で13,956千台（前年比25.6%減）と2年連続で前年を下回りました。インドネシアは同感染症およびローン規制強化の影響により、暦年で3,743千台（前年比41.1%減）と2年連続で前年を下回りました。日本は軽二輪車の増加はあったものの、原付第一種、第二種、小型二輪車の減少により、暦年で326千台（前年比9.9%減）と7年連続で前年を下回りました。

このような状況の下、当社グループにおいては「第12次（2020-2024年度）中期経営計画」を策定し、「収益力・キャッシュフロー創出力の強化による財務体質の改善」を基本方針に、「事業構造改革の推進」、「企業体質の強化」、「次世代に向けた取り組み」の3つの重点施策に基づく諸施策の実行にグループを挙げて取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、上記重点施策に基づき、事業の選択と集中、グローバル生産供給体制の最適化を実行する一方、ローコストオペレーション推進のため投資の抑制、グローバルでの経費削減、国内500名規模の希望退職の募集、海外を含む間接人員の削減に取り組み、企業体質の強化を図りました。財務面におきましては、2020年9月30日付でジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合による200億円の出資を受け、自己資本の充実を図りました。また、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、2021年1月21日付で、資本金を198億85百万円から50億円へ減資するとともに、資本準備金の額を265億82百万円減少し、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高が2,692億2百万円（前期比11.5%減）と前期比で減少したものの、事業構造改革効果により、営業利益は85億48百万円（前期比0.2%増）、連結経常利益は87億48百万円（前期比26.9%増）となりました。また、当社および連結子会社において発生することが見込まれる拠点統廃合費用を合理的に見積もり、事業構造改革に関連する費用を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億32百万円（前期は138億4百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、同感染症の影響および半導体供給ひっ迫等の影響により、売上高は2,500億25百万円（前期比13.0%減）、営業利益は68億15百万円（前期比1.4%減）となりました。

情報サービス事業は、公共分野や民間分野の受注拡大と、生産性の向上等により収益構造が改善したため、売上高は166億40百万円（前期比5.0%増）、営業利益は14億32百万円（前期比6.1%増）となりました。

その他事業は、売上高は63億22百万円（前期比1.2%減）、営業利益は2億90百万円（前期比9.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、76億13百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達は、2020年9月30日に、事業構造改革の推進および早期の財務体質改善を図るため、第三者割当の方法によるA種種類株式発行150億円、C種種類株式発行50億円により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合から総額200億円の出資を受けております。

また、取引金融機関との間でコミットメントライン契約を締結し、150億円の資金調達枠を確保しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 73 期 (2018年 3 月期)	第 74 期 (2019年 3 月期)	第 75 期 (2020年 3 月期)	第 76 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	387,186	333,278	304,224	269,202
親会社株主に帰属する 当期純利益または (百万円) 当期純損失 (△)	△6,528	△7,021	△13,804	732
1 株 当 た り 当期純利益または (円) 当期純損失 (△)	△145.87	△156.87	△308.43	16.36
総 資 産 (百万円)	337,269	334,679	312,384	343,136
純 資 産 (百万円)	83,231	72,738	44,357	76,217
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,529.85	1,272.88	644.16	847.31

(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 73 期 (2018年 3 月期)	第 74 期 (2019年 3 月期)	第 75 期 (2020年 3 月期)	第 76 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	144,778	144,536	143,493	126,525
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	1,251	△6,791	△12,417	△1,734
1 株 当 た り 当期純利益または (円) 当期純損失 (△)	27.96	△151.74	△277.44	△38.76
総 資 産 (百万円)	234,020	227,775	225,140	245,512
純 資 産 (百万円)	44,404	34,878	19,034	40,507
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	992.10	779.27	425.28	448.16

(注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社両毛システムズ	群馬県桐生市	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機器の開発・販売
株式会社タツミ	栃木県足利市	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県高崎市	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、切削加工
株式会社モミモ	群馬県桐生市	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品の製造
株式会社東葉電機製作所	群馬県みどり市	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユー	群馬県桐生市	100百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社大嶋電機製作所	群馬県太田市	380百万円	84.2%	自動車部品の製造
株式会社ミツパロジスティクス	群馬県桐生市	70百万円	100.0%	運輸・倉庫業
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社三興エンジニアリング	群馬県桐生市	495百万円	100.0%	電気・建築・土木工事、生産設備等の設計・製作
株式会社オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	経理・人事事務受託代行業務、貸金業
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県桐生市	30百万円	100.0%	ＩＴ教育、ヘルプデスク、ビジネスプロセスアウトソーシング
株式会社両毛インターネットデータセンター	群馬県桐生市	90百万円	100.0%	インターネットデータセンターサービス、業務代行サービス、インターネットサービス

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ	81百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マーケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	174百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	24百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	ブラジル	32百万 ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートパーツ・ド・ブラジル・インダストリア・リミターダ	ブラジル	61百万 ブラジルレアル	98.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	イタリア	1百万 ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	ハンガリー	10百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー	フランス	5百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・モロッコ・エス・エー・アール・エル・エー・ユー	モロッコ	14百万 モロッコディルハム	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ルス・エル・エル・シー	ロシア	640百万 ロシアルーブル	90.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ターキー・オートモティブ・エー・エス	トルコ	154百万 トルコリラ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス	1百万 イギリスポンド	100.0%	マーケティング
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン	56百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・インド・プライベート・リミテッド	インド	12,000百万 インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ミツバ・ベトナム・カンパニー・リミテッド	ベトナム	1,354,311百万 ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ピーティー・ミツバ・インドネシア	インドネシア	59,144百万 インドネシアルピア	70.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・オートモティブ・パーツ・インドネシア	インドネシア	10百万 USドル	67.5%	自動車部品の製造・販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア	125,412百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
広州三葉電機有限公司	中国	265百万 人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機（武漢）有限公司	中国	220百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器（大連）有限公司	中国	512百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機（武漢）有限公司	中国	53百万 人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機（香港）有限公司	中国	3百万 USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、マーケティング

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 株式会社落合製作所は、2020年9月30日付でプレス事業をグループ外第三者へ事業譲渡し、2021年3月31日付で清算しております。
 4. 株式会社両毛インターネットデータセンターは、2021年4月1日付で株式会社両毛システムズに吸収合併されております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度より、「事業構造改革の推進」、「企業体質の強化」、「次世代に向けた取り組み」の3点を重点施策とした第12次中期経営計画をスタートさせました。厳しい経営環境が続く中、中期経営計画2年目となる2021年度は、1年目に実行した構造改革の継続と体質化により収益基盤を底上げし、将来の確固たる事業基盤を確立します。

① 事業構造改革の推進

成長の見込める二輪分野への経営資源シフトを推し進め、グローバルで高まる環境規制対応ニーズに対応します。さらに「市場・顧客」と「商品」での事業分野の選択と経営資源の集中を行い、グローバルサプライチェーンの最適化・再構築を行います。

② 企業体質の強化

フリーキャッシュフロー改善による財務体質の強化と、「構造改革」を支える経営管理能力の強化と業務革新により企業体質の強化に努めます。経営管理能力の強化としては、事業・商品単位でPDCAを回し、収益の最大化およびビジネスの最適化を図ります。

③ 次世代に向けた取り組み

次世代ビジネスの柱となる新価値商品の創出、機電一体による商品の高付加価値化を目指します。また、グローバル品質保証体制の強化により、お客さま満足の向上に努めます。

新型コロナウイルス感染症が及ぼす世界経済への影響は甚大なものとなっております。しかし、当社の商品・サービスは今後とも市場から求められるものであり、この難局に対し、構造改革の取り組みを継続し体質化することで、将来の礎を築いてまいります。

今後とも「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内容	区分	主要な商品
輸送用機器関連事業	四輪事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドシールドウォッシャーシステム、ランプ類、ドアミラー
		(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター、ルーフモーター、パワースライドドアシステム、アクティブフォースペダルアクチュエーター、ホーン、リレー
		(エンジン補機・走行制御系) スターターモーター、ファンモーター、電動パワーステアリングモーター、電動オイルポンプ、電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
	二輪・汎用事業	(二輪・汎用電装) スターターモーター、ACジェネレーター、ACGスターター、フューエルポンプモジュール、ホーン、リレー、ランプ類
		(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター、電動ベッド用リニアアクチュエーター
情報サービス事業	—	システムインテグレーションサービス、システム開発、ソフトウェア開発、受託代行業務
その他事業	—	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行事業、貸金業

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社／研究開発センター	群馬県桐生市
横浜研究開発センター	神奈川県横浜市
仙台研究開発センター	宮城県仙台市
浜松営業所	静岡県浜松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府豊中市
赤城工場	群馬県みどり市
新里工場	群馬県桐生市
鬼石工場	群馬県藤岡市
利根工場	群馬県沼田市
富岡工場	群馬県富岡市
福島工場	福島県田村市
新潟工場	新潟県南魚沼市

（注）2021年4月30日付で大阪営業所は閉鎖しております。

② 子会社

16頁から18頁の（3）重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
26,126名（2,499名）	2,104名減（112名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 2,661名	358名減	41.00歳	17.56年
女性 965名	97名減	35.42歳	13.51年
合計または平均 3,626名	455名減	39.52歳	16.48年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	48,891百万円
株式会社三菱UFJ銀行	27,415百万円
株式会社みずほ銀行	25,869百万円
株式会社三井住友銀行	19,589百万円
株式会社群馬銀行	16,856百万円
株式会社足利銀行	12,712百万円
株式会社商工組合中央金庫	12,326百万円
株式会社日本政策投資銀行	11,600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数		
イ. 発行可能株式総数		150,000,000株
ロ. 発行可能種類株式総数	普通株式	150,000,000株
	A種種類株式	15,000株
	B種種類株式	6,000株
	C種種類株式	5,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	45,581,809株
	(うち、自己株式数)	825,208株
	A種種類株式	15,000株
	C種種類株式	5,000株
③ 株主数	普通株式	12,184名
	A種種類株式	1名
	C種種類株式	1名
④ 大株主		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,259千株	5.05%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,199千株	4.91%
ミ ツ バ 取 引 先 企 業 持 株 会	2,058千株	4.60%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,742千株	3.89%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	1,662千株	3.71%
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550千株	3.46%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,343千株	3.00%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,296千株	2.90%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,038千株	2.32%
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,009千株	2.25%

（注）持株比率は自己株式（825,208株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
北 田 勝 義	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	事業統括 品質保証管掌
武 信 幸	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	管理統括 経営企画統括 株式会社オフィス・アドバン 代表取締役社長
杉 山 雅 彦	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	財務統括
駒 形 崇	取 締 役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役
木 内 啓 治	取 締 役 員 (常 勤 監 査 等 委 員)	
藤 原 晃	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	弁護士
葉 山 孝	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	公認会計士 公認会計士葉山孝事務所 代表
段 谷 繁 樹	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	双日株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役駒形崇氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、木内啓治氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
4. 監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は監査等委員である取締役藤原晃、葉山孝、段谷繁樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役日野昇、長瀬裕一、高橋良和、三田賢一の各氏は、2020年6月26日付で、任期満了により取締役を退任しております。
7. 監査等委員である取締役小林幸治、三橋輝英、田坂勇介の各氏は、2020年6月26日付で、任期満了により監査等委員である取締役に退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社におけるすべての取締役および執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- イ. 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ロ. 被保険者の職務執行の適正が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。
- ハ. 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した金銭による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する月例固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、業績連動報酬等の割合は、役位に応じた上記の月例固定報酬に対して30%相当としております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額600百万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定につき、取締役会の委任決議にもとづき代表取締役社長である北田勝義がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等としての賞与の評価配分としております。なお、委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、株主総会における監査等委員の意見陳述権の行使等により、指名・報酬などの重要事項に対する監査等委員である社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制等の措置を講じており、当該体制を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役報酬等の総額

区分	支給額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	62百万円 （1百万円）	62百万円 （1百万円）	-百万円 （-百万円）	8名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34百万円 （17百万円）	34百万円 （17百万円）	-百万円 （-百万円）	7名 （4名）
合 計 （うち社外取締役）	96百万円 （18百万円）	96百万円 （18百万円）	-百万円 （-百万円）	15名 （5名）

- （注） 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は15頁の（2）企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の①企業集団の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
4. 上記の取締役および監査等委員である取締役の支給人員および支給額には、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役7名も含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合は、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきA種種類株式15,000株およびC種種類株式5,000株を保有しております。
- ・監査等委員である取締役葉山孝氏は、公認会計士葉山孝事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役段谷繁樹氏は、双日株式会社の顧問を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出 席 回 数		発言状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会 (13回開催)	監査等 委員会 (13回開催)	
駒 形 崇	取 締 役	6回 (100%)	-	主に金融や企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、グローバルかつ多様な視点から経営全般を監督する役割を果たしております。
藤 原 晃	取 締 役 (監 査 等 委 員)	12回 (92%)	12回 (92%)	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
葉 山 孝	取 締 役 (監 査 等 委 員)	13回 (100%)	13回 (100%)	公認会計士として企業会計および経営に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業会計に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
段 谷 繁 樹	取 締 役 (監 査 等 委 員)	13回 (100%)	13回 (100%)	主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

2. 駒形崇氏については、就任後開催の取締役会の出席状況を記載しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	108百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、経理部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ理念」に基づき行います。
- (2) 当社は、当社の社会的責任履行と持続的な成長を主題とする「ESG会議」を設置し、リスクマネジメントや法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
- (3) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
- (4) 当社は、グループの業務執行状況について業務執行から独立した組織である監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
- (5) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、「ミツバなんでも相談窓口」を社内および社外法律事務所に常設いたします。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1) 当社は、リスク管理に係る社内規定として「グループコンプライアンス・リスクマネジメント規定」を制定し、発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
- (2) 当社は、グループとしてのBCP（事業継続計画）について、全社会議体である「ESG会議」の下に「BCP委員会」を設け、適切な管理体制を整備いたします。また商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品安定供給および防災の観点からリスクの洗い出しや必要とされる施策を実行いたします。

- ④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
 - (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（５年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
 - (4) 当社は、「グループ方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を確保します。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 当社は、当社グループ全社を３つのドメインに分類し、グループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けます。
 - (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- ⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- (1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - (2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - (3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

- ⑦当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- (1) 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
 - (2) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- (1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - (2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
 - (2) 当社監査等委員会は、同会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「グループの財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ESG会議」を設置し、法令遵守体制の整備に係る課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保すると共に、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括すると共に、各事業ドメインにおける活動の計画ならびにその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において「グループBCM規定」を定め、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリートリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、リスク度合いを決めた上で各組織機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施すると共に、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類ならびに議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめると共に、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認すると共に、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うよう努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効に活用し、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆さまのご支援にお応えしてまいります所存です。

しかしながら、当事業年度の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症問題や半導体メーカーの罹災等の影響もあり最終赤字計上となることを勘案し、誠に不本意ではございますが、無配といたしました。業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。なお、A種種類株式につきましては、当該種類株式の内容としての定めに基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	202,744	流動負債	137,114
現金及び預金	78,748	支払手形及び買掛金	27,809
受取手形及び売掛金	50,751	短期借入金	74,743
商品及び製品	12,953	1年内償還予定の社債	30
仕掛品	5,402	リース債務	2,972
原材料及び貯蔵品	36,718	未払金	15,566
その他の	18,186	未払費用	2,166
貸倒引当金	△15	未払法人税等	2,599
固定資産	140,392	賞与引当金	3,768
有形固定資産	100,729	役員賞与引当金	76
建物及び構築物	32,775	製品保証引当金	1,104
機械装置及び運搬具	45,861	受注損失引当金	0
工具、器具及び備品	4,950	和解金等引当金	300
土地	7,989	事業構造改善引当金	2,757
リース資産	5,156	その	3,218
建設仮勘定	3,994	固定負債	129,804
無形固定資産	3,559	社長期借入金	1,075
ソフトウェア	1,528	リース債務	112,151
ソフトウェア仮勘定	171	長期未払金	5,598
その他の	1,859	繰延税金負債	67
投資その他の資産	36,103	退職給付に係る負債	7,971
投資有価証券	18,120	退職給付に係る負債	2,164
長期貸付金	2,354	資産除去債務	145
繰延税金資産	1,431	その	631
長期前払費用	1,612	負債合計	266,919
退職給付に係る資産	11,437	純資産の部	
その他の	1,147	株主資本	65,309
貸倒引当金	△0	資本剰余金	5,000
資産合計	343,136	利益剰余金	33,926
		自己株式	26,986
		その他の包括利益累計額	△603
		その他有価証券評価差額金	△6,936
		為替換算調整勘定	1,212
		退職給付に係る調整累計額	△6,593
		非支配株主持分	△1,555
		純資産合計	17,845
		負債及び純資産合計	76,217
			343,136

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

連結計算書類

36

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		90,549	流 動 負 債		91,945
現金及び預金		35,705	支払手形		277
受取手形		3,116	買掛金		18,147
売掛金		29,805	短期借入金		30,907
商品及び製品		2,619	1年内返済予定の長期借入金		24,253
仕掛品		1,258	リース負債		921
原材料及び貯蔵品		5,181	未払金		11,065
前払費用		646	未払消費税等		379
未収入金		4,993	前払法人税等		237
立替金		454	預り金		0
貸付金		6,767	賞与引当金		218
その他の金		1	製品保証引当金		1,996
固定資産		154,963	和解金等引当金		932
有形固定資産		27,120	事業構造改善引当金		300
建物		7,594	固定負債		2,309
構築物		201	社債		1,000
機械及び装置		12,443	長期借入金		106,440
車両及び運搬具		29	長期未払金		1,654
工具、器具及び備品		980	繰上延税金負債		46
土地		2,682	その他の負債		3,898
リース資産		2,340	負債合計		205,004
建設仮勘定		847	純資産の部		
無形固定資産		1,024	株主資本		39,469
借地権		66	資本金		5,000
ソフトウェア		927	資本剰余金		35,572
その他の金		29	資本準備金		14
投資その他の資産		126,818	その他の資本剰余金		35,557
投資有価証券		13,710	利益剰余金		△499
関係会社株式		96,709	利益準備金		1,235
出資金		1	その他の利益剰余金		△1,734
長期貸付金		5,155	償却資産圧縮積立金		16
長期前払費用		36	買換資産圧縮積立金		6
前払年金費用		11,040	別途積立金		13,980
その他の金		164	繰越利益剰余金		△15,737
資産合計		245,512	自己株式		△603
			評価・換算差額等		1,038
			その他有価証券評価差額金		1,038
			純資産合計		40,507
			負債及び純資産合計		245,512

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上	上	原	高					126,525
売上	上	利	価					115,850
販売	費	一	益					10,674
営	業	般	費					11,237
営	業	損	失					562
受	受	外	収	利	息		231	
受	取	取	配	当	金		2,050	
為	替	調	貸	差	益		406	
賃	用	賃	整	助	料		276	
雇	業	の	費	成	金		461	
そ	業	外	費	用	他		267	3,693
営	支	外		利		1,186		
支	賃	払		原	息	204		
賃	国	料		泉	価	763		
外		源			税	383		
そ		の			他		2,537	
経	常	利	益					593
特	別	利	益					
固	定	資	産	売	却	益	9	
投	資	有	価	証	券	却	95	
子	会	社	清	算	益		249	354
特	別	損	失					
固	定	資	産	売	却	損	0	
固	定	資	産	除	却	損	45	
減	引	調	査	関	連	損	3	
取	和	解	等	引	当	金	15	
和	解	金	等	引	当	金	210	
事	業	構	造	改	善	入	525	
事	業	構	造	改	善	費	437	
そ		の		引	当	金	906	
						他	131	2,276
税	引	前	当	期	純	損		1,329
法	人	税	住	民	税	及	247	
法	人	税	等	調	整	税	158	405
当	期	純	損			失		1,734

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ミツバ
取締役会 御中新宿監査法人
東京都新宿区指定社員 公認会計士 田中 信行 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬生 米秋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記」6．偶発債務に記載されているとおり、連結子会社である株式会社両毛システムズは、開発したシステムに瑕疵があることを理由として発注企業から損害賠償等を求める訴訟を提起されている。当該訴訟の今後の進行状況等によっては、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田中 信行 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬生 米秋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、必要に応じた職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 ミツバ 監査等委員会
常勤監査等委員 木 内 啓 治 ㊞
監 査 等 委 員 藤 原 晃 ㊞
監 査 等 委 員 葉 山 孝 ㊞
監 査 等 委 員 段 谷 繁 樹 ㊞

(注) 監査等委員藤原晃、葉山孝及び段谷繁樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

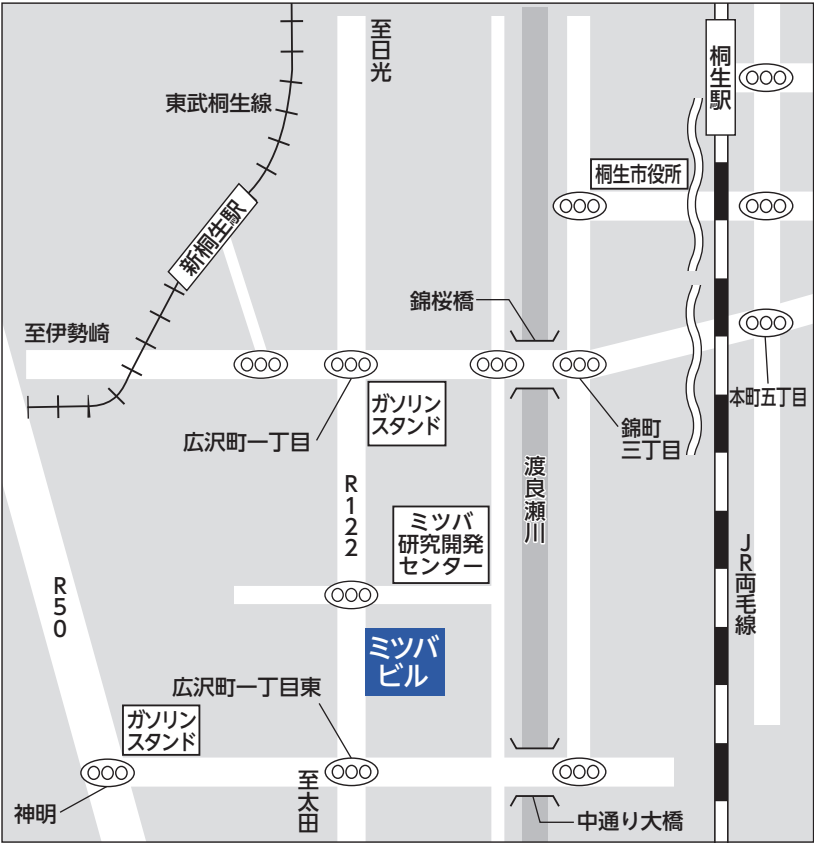
以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目 2789 番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
電話 0277-52-0111 (代表)



最寄り駅
東武桐生線 新桐生駅より 徒歩10分
J R 両毛線 桐生駅より タクシーにて10分

最寄 I C
北関東自動車道 太田桐生 I Cより 15分
北関東自動車道 太田藪塚 I Cより 20分
北関東自動車道 太田強戸スマート I Cより 20分

